

働きやすい職場づくりの 推進企業を認定します

ふくおか「働き方改革」推進企業認定事業 募集要項

認定企業の声

「働きやすい職場のPRになった！」
「優秀な人材の獲得に繋がった！」

認定のメリット

市ホームページで
認定企業として紹介

勤労者総合啓発誌
「働くあなたの
ガイドブック」に掲載

福岡市商工金融資金
制度で、金利や保証
料が有利なメニュー
を利用可能※

市が発注する工事、
委託、物品について
入札等での優遇措置※

※別途審査を受けることが必要です。 ※別途審査を受けることが必要です。

「働き方改革」進捗状況を見える化



処遇改善・
正規雇用推進



長時間労働是正



ワーク・ライフ・
バランス



ダイバーシティ
(多様な人材)

ふくおか「働き方改革」推進企業認定制度とは

「働き方改革」は、女性、高齢者等、誰もが働きがい、生きがいを感じる社会づくりへの鍵。そして、企業には、近年の人手不足に対応する観点からも、「働き方改革」に的確に対応し、職場環境の改善に取り組むことが求められています。

そこで、福岡市では、市内企業の「働き方改革」の取組みを応援するため、「働き方改革」推進企業を認定する事業を実施しています。

企業のみなさまが働き方改革を進める際の指標として、福岡市独自に「取組項目」を選定しました。

そのうち、一定数以上の項目を達成している企業を「ふくおか『働き方改革』推進企業」に認定します。

1 ふくおか「働き方改革」推進企業認定の要件

以下①②の要件をともに満たした企業を、ふくおか「働き方改革」推進企業に認定します。

①対象企業、事業等に関する11要件：すべて満たしていることが必要です。

I 企業の要件

- (1) 本市の区域内に本店又は主たる事務所を有すること。
- (2) 申請日前1年間において事業主都合による離職者がいないこと。
- (3) 申請日前1年間において労働に関する法律の規定に違反し、是正勧告を受けたことがない、又は当該違反等の事実を公表されたことがないこと。
- (4) 市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していないこと。
- (5) 企業の代表者又はその役員が福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴排条例第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

II 働き方改革に取り組む方針、体制の要件

- (6) 働き方改革に関する方針を明確化していること。
- (7) 働き方改革を推進する部署又は担当者を設置していること。
- (8) 働き方改革に関して労働者の意見を把握する制度があること。
- (9) 時間外労働の上限規制、年5日の年次有給休暇の取得など、働き方改革関連法による改正後の労基法等の各規定を遵守していること。

III 対象事業の要件

- (10) 宗教の教義を広め、儀式行為を行い、及び信者を教化育成することを目的とするものでないこと。
- (11) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするものでないこと。

②取組項目に関する要件：28項目のうち、16項目以上達成していることが必要です。

ふくおか「働き方改革」推進企業認定申請書（様式第1号）の別紙1－2チェックリストに記載している28項目の取組項目のうち、16ポイント以上の取組みがあること。必要書類等の詳細はチェックリストをご覧ください。

28の取組項目は以下 I、II のとおり。カッコ内の数字が取組項目数。

I 実現に向けての手法・工夫（5）

- ・生産性向上の取組み（2）
- ・管理職へのアプローチ（1）
- ・従業員へのアプローチ（2）

II 分野別の取組み（23）

○非正規雇用の労働者の処遇改善、正規雇用の推進等（4）

- ・非正規雇用の労働者の処遇改善（2）
- ・正規雇用の労働者の増加（1）
- ・働き方改革に対応した人事評価・処遇（1）

○ワーク・ライフ・バランスの確保（6）

- ・治療と仕事の両立の支援（2）
- ・介護と仕事の両立の支援（2）
- ・子育てと仕事の両立の支援（2）

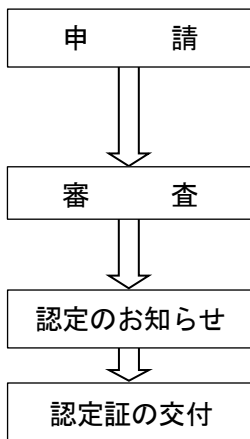
○長時間労働の是正（7）

- ・長時間労働の削減（3）
- ・年次有給休暇の取得の促進（3）
- ・業務改善の推進（1）

○ダイバーシティの推進（6）

- ・若者が働きやすい環境整備（2）
- ・積極的な中途採用（1）
- ・高齢者の活躍の推進（1）
- ・多様な人が多様な働き方をする職場づくりの促進（障がい者、外国人、LGBT、旧姓使用などへの配慮、副業・兼業の推進、テレワーク、時差出勤制度等）（2）

2 申請から認定までの流れ



年に2回、下記の期間に申請を受け付けます。
所定の申請書に必要な書類を添えて、次ページ「申請先」に郵送かお持ちください。

申請書類をもとに、「1 認定の要件」についての確認を行います。
・必要に応じて、代表者及び従業員の方へのヒアリングを行うことがあります。
・内容確認のため、関係資料の開示をお願いすることがあります。

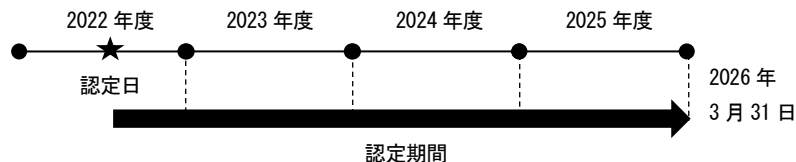
○申請受付・認定証交付等のスケジュール

| | 申請受付期間※ | 認定証交付時期 |
|-----|------------|---------|
| 第1期 | 3月1日～3月31日 | 6月 |
| 第2期 | 8月1日～8月31日 | 11月 |

※1日が休日の場合は翌営業日から、31日が休日の場合は前営業日まで受け付けます。

3 認定の有効期間

有効期間は、「認定日から3年を経過する日の属する年度の末日まで」です。
例えば、2022年度に認定を受けた場合、有効期間は認定日から2026年3月31日までとなります。



*有効期間の更新制度を設けています。詳しくは、認定企業に個別にご案内します。

4 申請書類の取り扱い、その他

- (1) ご提出いただいた申請書類等は返却いたしません。
- (2) 申請書にご記入いただいた連絡先等の個人情報については、本事業の実施に伴う各種連絡のほか、本市が実施する産業振興施策に関する情報提供にのみ利用します。
- (3) 応募資格を満たさない場合や虚偽の内容により応募した場合は、失格とします。また、認定後に判明した場合は、認定を取り消します。

5 特典

- ・福岡市ホームページに企業名や企業概要、「働き方改革」の取り組み状況などを掲載します。
- ・勤労者総合啓発誌「働くあなたのガイドブック」に掲載します。
- ・福岡市商工金融資金制度で金利や保証料が有利なメニューを利用できます。
*別途審査を受けることが必要です。
- ・経済観光文化局が実施するコンペやプロポーザル方式等で加点します。
- ・市が発注する工事、委託、物品について、優先指名や総合評価方式における加点などの優遇措置を講じます。 *別途審査を受けることが必要です。

申請先・お問い合わせ先

福岡市経済観光文化局経営支援課

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前2-9-28 福岡商工会議所ビル2階

TEL 092-441-1232 FAX 092-441-3211

メール shigotojoho@city.fukuoka.lg.jp

* 申請書等は福岡市ホームページからダウンロードできます

ふくおか働き方改革



福岡市ホームページ > 創業・産業・ビジネス > 中小企業支援・商店街振興
> ふくおか「働き方改革」推進企業認定事業

